

障がい福祉ガイドブック



延岡市 障がい福祉課

令和7年10月

このガイドブックは市のホームページにも掲載しております

ガイドブックの見方

○ 事業や給付の内容は、障がいの種別・等級により異なっております。また、診断書等の内容や所得により対象とならない場合もありますので、くわしくはそれぞれの担当窓口にご相談ください。

○ 制度・事業の対象となる目安は、手帳等級欄の●▲の記号を参考にしてください。

● おおむね対象となります。

▲ 一部が対象となります。

※目安の欄に記載のない制度・事業については、手帳の有無を問いませんが、対象要件を満たす必要があります。

【 記 載 例 】

身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業

身体障がい者が運転免許を取得する際に、自動車教習所授業料の3分の2を、10万円を限度に助成します。

手帳等級が4～6級の人は、道路交通法の規定により、自動車に身体に応じた補助手段が必要とされた人、及び補聴器の使用が必要とされた人が対象です。

※免許取得前の申請が必要です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

制度・事業の対象となる目安

手帳等級欄

※ 助成制度を利用する際には、印鑑と障害者手帳が必要な場合が多いため、必ずご持参ください。

※ 障害者手帳には有効期限が設定されているものがあります。有効期限後も引き続き手帳の交付を希望される方は、更新の手続きが必要となりますので、手帳に記載された再認定日・再判定日までに行ってください。(再交付の場合にも、手帳ができあがるまでに新規交付時と同程度の期間を要しますので、お早めにお手続きください。)

1. 手当・年金

①特別障害者手当	1
②障害児福祉手当	1
③特別児童扶養手当	1
④児童扶養手当	2
⑤障害年金	2
⑥宮崎県心身障害者扶養共済	2

2. 医療費の助成

①自立支援医療給付事業（更生医療）	3
②自立支援医療給付事業（育成医療）	3
③自立支援医療給付事業（精神通院）	3
④重度心身障がい者医療費助成事業	4
⑤後期高齢者医療制度	4
⑥ひとり親家庭等医療費助成事業	4

3. 補装具・日常生活用具

①補装具給付事業	5
②日常生活用具給付事業	6
③小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	6

4. 費用の助成・貸付

①透析患者・難病患者通院交通費助成事業	7
②身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業	7
③身体障がい者自動車改造費助成事業	7
④身体障がい者補助犬貸付事業	8
⑤生活福祉資金貸付事業	8

5. 交通機関・利用料等の助成・割引・免除

①所得税・住民税・事業税減免	9
②自動車税種別割・自動車税環境性能割減免（軽自動車含む）	9
③タクシー料金助成事業	9
④タクシー運賃割引	10
⑤バス運賃割引	10
⑥鉄道運賃割引	10
⑦航空運賃割引	10
⑧船舶運賃割引	11
⑨有料道路通行料金割引	11
⑩ヘルストピア延岡利用割引	11
⑪携帯電話割引サービス	11
⑫NHK放送受信料免除	12
⑬県立博物館・美術館の観覧料免除	12

6. その他の制度

①おもいやり駐車場制度	13
②障がい者の雇用相談	13
③重度身体障がい者移動支援事業	13
④障がい者（リフト付）福祉バス運行事業	13
⑤ヘルプマーク	13
⑥ノンステップバス運行	14
⑦手話奉仕員派遣事業	14
⑧要約筆記奉仕員派遣事業	14
⑨音声機能障がい者発声訓練事業	14
⑩オストメイト社会生活適応訓練事業	14
⑪成年後見制度	14
⑫ことばの教室	15
⑬地域療育機能強化事業	15
⑭地域活動支援センターⅢ型事業	15
⑮点字図書館	15
⑯盲人ホーム	15
⑰ストーマ装着VR体験会	15
⑱避難行動要支援者名簿	16
⑲Net119緊急通報システム	16
⑳FAX（ファックス）119	16

7. 障がい福祉サービス

①障がい福祉サービス	17
介護給付（居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援 等）	
訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）	
②障がい児通所支援	18
（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	
③サービス利用料	19
④サービス利用までの流れ	20

8. 地域生活支援事業

①地域生活支援事業	21
（移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス）	
②延岡市基幹相談支援センター	22

9. その他

①障がい者団体一覧	24
-----------	----

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことが
ございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課（☎0982-20-7252）





手当・年金

特別障害者手当

20歳以上で、心身に著しく重度の障がいのある人(概ね1～2級程度の身体障がいを重複するなど)で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。
診断書による障がい程度の判定があります。

月額 29,590円 (R7年4月から)

※所得制限があります。

※施設等の入所や3ヶ月以上継続して入院をした場合、支給できません。

※手帳の有無は問いません。

身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	R1	R2	1	2	3		
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります													

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

障害児福祉手当

20歳未満の心身に重度の障がいのある人で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給します。
診断書による障がい程度の判定があります。

月額 16,100円 (R7年4月から)

※所得制限があります。

※施設等に入所した場合、支給できません。

※手帳の有無は問いません。

身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	R1	R2	1	2	3		
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります													

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

特別児童扶養手当

20歳未満の心身に重度の障がいのある人を、監護または養育している保護者に支給します。

・重度の障がい児1人につき月額 56,800円 (R7年4月から)

・中度の障がい児1人につき月額 37,830円 (R7年4月から)

※所得制限があります。

※施設等に入所した場合、支給できません。

※手帳の有無は問いません。

身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	R1	R2	1	2	3		
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります													



(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

児童扶養手当

父または母が下表に掲げる手帳等級に該当するか、父または母がいない児童(18歳未満または20歳未満で一定の障がいがある人)を監護または養育している人に支給します。

ただし、監護または養育している人が公的年金を受給している場合、支給されないことがあります。

※所得制限があります。

※施設等に入所した場合、支給が制限されることがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					▲						

(窓口) おやこ保健福祉課 ☎20-7202

障害年金

障がいの程度や、年金の加入状況、納付状況により受給できます。なお、厚生年金は3級まであります。

※手帳の有無は問いません。

【取扱窓口】

- ・障害基礎年金 → 市民課国民年金係
- ・障害厚生年金 → 延岡年金事務所
- ・障害共済年金 → 加入されていた各共済組合

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

(窓口)

- ・市民課国民年金係
- ・延岡年金事務所

☎22-7036
☎21-5424

宮崎県心身障害者扶養共済

障がい児・者の保護者が毎月掛金を納め、万一その保護者が死亡または特別障がい者になった場合に、対象となる障がい児・者に対して年金が支給されます。

掛金月額は、加入口数及び加入年齢により異なります。

また、市民税非課税又は均等割のみの世帯には、市の掛金助成制度があります。

※加入は64歳まで。

※加入は2口まで。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●				●	●	●				



(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

医療費の助成



自立支援医療給付事業（更生医療）

18歳以上の身体障がい者に対して、その日常生活能力、または職業能力上の障がいを軽減回復させるための医療を給付します（人工透析療法、心臓手術、人工関節術など）。

※事前の申請が必要です。

心臓手術・人工透析療法・免疫療法については、事後の申請が認められる場合があります。

※1割の自己負担となります（所得に応じた負担上限月額があります）。

※医療機関の指定があります。

※医療（手術）の種類に制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

（窓口）障がい福祉課 ☎ 22-7059

自立支援医療給付事業（育成医療）

18歳未満の障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

※事前の申請が必要です。

※身体障害者手帳の有無は問いません。

※1割の自己負担となります（所得に応じた負担上限月額があります）。

※医療機関の指定があります。

※医療（手術）の種類に制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

（窓口）障がい福祉課 ☎ 22-7059

自立支援医療給付事業（精神通院）

精神疾患のために通院し、医療を継続的に受ける必要のある方に必要な医療を給付します。

※精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

※1割の自己負担となります（所得に応じた負担上限月額があります）。

※医療機関の指定があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

（窓口）障がい福祉課 ☎ 22-7059

重度心身障がい者医療費助成事業

健康保険の診療対象となる医療費の一部負担金を助成します。
医療費の自己負担限度額は次のとおりです。

- ・入院：1医療機関につき1,000円/月
- ・外来：1診療報酬明細書等につき500円/月
- ・調剤：原則、自己負担はありません。
- ※18歳未満の人は、自己負担はありません。
- ※精神手帳1級の人の精神病床への入院については、助成の対象外です。

※介護保険適用分や高額療養費については、助成対象外です。

※所得制限があります。

※身障3級の人、療育B1の所持が条件です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲				▲	▲		▲			

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度の対象となります。
加入・非加入についてはご本人が選択できます。

【医療機関での窓口負担額】

・一般の人 → 2割

・現役並み所得の人 → 3割

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	▲			●			●	●		

(窓口) 国民健康保険課 ☎22-7057

ひとり親家庭等医療費助成事業

父または母が下表に掲げる手帳等級に該当するか、もしくは父または母がいない20歳未満の子を扶養している母子及び父子家庭に医療費を助成します。

保険診療内において、医療費の一部負担金が、1か月あたり1,000円を超えたときは、1,000円を控除した額を助成します。県内の入院は現物給付になります。

※所得制限があります。

※年齢制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					▲						

(窓口) おやこ保健福祉課 ☎20-7207

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課 (☎0982-22-7059)





補装具・日常生活用具

補装具給付事業

身体の失われた部分や日常生活上・職業上で障がいのある部分を補うための補装具費を支給します。

※購入前の手続きが必要です。

※原則1割の自己負担です。

※補装具の種類により、医師の意見書や宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要です。

※障がいの種別、等級、所得により給付が制限される場合があります。

障がい別	給 付 種 目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助杖
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクト
聴覚障がい	補聴器
そ の 他	重度障がい者用意意志伝達装置

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							▲



（窓口）障がい福祉課 ☎ 22-7059



身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。
内部障がい…心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能



日常生活用具給付事業

障がい者(児)及び難病患者(児)に対し、日常生活を支援するための用具を給付します。
(原則として在宅で生活する人が対象です。)

※購入前の手続きが必要です。

※原則1割の自己負担です。

※障がいの種別、等級、所得により給付が制限される場合があります。



障がい別	給 付 種 目
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、頭部保護帽、収尿器、入浴担架、入浴補助用具、訓練いす、訓練用ベッド、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、歩行補助杖（Ｔ字つえ等の一本杖）
視覚障がい	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、盲人用体温計、盲人用体重計、情報通信支援用具、点字器、点字図書、点字タイプライター、電磁調理器、拡大読書器、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用血圧計、暗所視支援眼鏡、視覚障がい者用地デジ対応ラジオ
聴覚障がい	聴覚障がい者用情報受信装置、聴覚障がい者用屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む）、聴覚障がい者用通信装置、人工内耳体外装置、人工内耳内電池
言語障がい	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
内部障がい	ストマ用装具（便・尿）、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、収尿器
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器
そ の 他	住宅改修費、自動消火器、火災警報器、紙おむつ、点字ディスプレイ、パルスオキシメーター、自家発電機及び外部バッテリー（人工呼吸器用・電気式たん吸引器用） ※点字ディスプレイの支給要件：視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複身体障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）であって、必要と認められるもの。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患の対象患者に対して日常生活用具を給付します。

※手帳の有無は問いません。

※世帯の所得税額等に応じた自己負担があります。

給付種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電動式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム
------	--

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

費用の助成・貸付



透析患者・難病患者通院交通費助成事業

以下に掲げる人に対し、通院交通費の一部を助成します。

- ①通院により人工透析療法を受けている人。
- ②通院により治療を受けている人で、県の特定疾患の認定を受けている人。

※徒歩、医療機関の送迎を受けている人や、バス料金が基準料金で運行する区域内に居住している人は、対象外となります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります



(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業

身体障がい者が運転免許を取得するために、自動車教習所に入所する費用の3分の2を、10万円を限度に助成します。

手帳等級が4～6級の方は、運転免許センターでの運転免許申請に関する相談を必要とし、条件に道路交通法上、自動車に身体に応じた補助手段を必要とする場合に限りです。

※自動車教習所に入所する前の申請が必要です。

※運転免許申請に関する相談は、聴覚障がいに関しては延岡運転免許センター、

その他の障がいに関しては宮崎運転免許センターとなります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

身体障がい者自動車改造費助成事業

下表に掲げる手帳等級の上肢・下肢・体幹機能障がい者で、道路交通法の規定により自動車の改造が必要とされた人が自動車の駆動・走行装置を改造する場合に、その費用を10万円を限度に助成します。

※免許証に身体の状態に応じた限定条件の記載が必要です。

※所得の制限があります。

※改造前の申請が必要です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

身体障がい者補助犬貸付事業

以下の身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を貸し付けます。

- ① 視覚障がい者 1級
- ② 肢体不自由者 1級または2級
- ③ 聴覚障がい者 2級
- ④ ①～③の障がいに準ずる人

※18歳以上が対象です。

※年度により貸付できる補助犬の頭数に限りがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲											

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

生活福祉資金貸付事業

障がいのある人やその世帯の自立更生を支援するための資金の貸付を行います。

※資金の種類により制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口) 延岡市社会福祉協議会 ☎ 32-6555



障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークはすべての障害者を対象としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



交通機関・利用料等の助成・割引・免除



所得税・住民税・事業税減免

障がいの種別・程度により、所得税・住民税・事業税等の障害者控除が受けられます。

※障がいの種別・程度によって制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

(窓口) 市民税課 ☎ 22-7012

自動車税種別割・自動車税環境性能割減免(軽自動車含む)

障がい者本人に課税された(障がい者が18歳未満の場合は、生計同一者)自動車税種別割または自動車税環境性能割が減免されます。

【申請期間】

・普通自動車 4月1日～5月31日

・軽自動車 4月中旬～5月31日

※障がいの種別・程度によって制限があります。

※生計同一の介護者が運転する場合は、使用目的の制限があります。

※取得税減免は自動車購入前の手続きが必要です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		

(窓口)

・延岡県税・総務事務所(愛宕町)

☎ 35-1811

・市民税課(軽自動車)

☎ 22-7065

・障がい福祉課

☎ 22-7059

タクシー料金助成事業

重度の障がい者に対し、延岡市内のタクシー会社で使用できるタクシー券を交付します。

※1人あたり年間610円券を24枚交付します。

※在宅の人のみ交付します。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●					●			●			



申請に必要なもの



・身体障害者手帳

・療育手帳

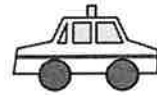
・精神障害者保健福祉手帳

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

タクシー運賃割引

宮崎県内のタクシーの乗車運賃が10%割引されます。県外の利用は、直接タクシー会社に問い合わせてください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各タクシー会社

バス運賃割引

宮交バスの乗車運賃が50%割引されます。

第1種障がい者で単独でバス利用できない方については、本人と介護者1人の割引も受けられます。介護付シールを障がい福祉課で交付します。

第1種障がい者で単独でバス利用できる方と第2種障がい者の方、精神手帳をお持ちの方は、本人のみの割引です。

※県外バス会社へは、直接お問い合わせください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 宮崎交通延岡営業所 ☎ 32-3341

鉄道運賃割引

○第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃が割引されます。

(普通・定期乗車券、回数券、急行券50%割引)

○第2種障がい者：本人のみの運賃割引です。ただし、12歳未満の人は、介護者1人も割引します。

(定期乗車券50%割引)

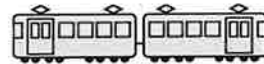
※障がい者が単独で乗車する場合は、片道101km以上の普通乗車券のみ割引をします。

※令和7年4月1日から、精神手帳をお持ちの方も割引対象となります。

割引を受けるためには、手帳に旅客運賃減額の第一種又は第二種と記載されている必要があります。

希望する方は、現在使用している精神手帳を持って障がい福祉課にお越しください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各駅窓口 (JR他民間各社含む)

航空運賃割引

定期航空路線の国内線全区間において、満12歳以上の方が、介護者とともに、又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1人に対し運賃の割引が適用されます。

※航空会社により適用できない場合や、割引運賃、購入手続き等が違いますので、詳細につきましては各航空会社に直接お問い合わせください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各航空会社支店・代理店
各空港の窓口



バス・鉄道・航空・船舶運賃割引、有料道路通行料金割引、ヘルストピア延岡利用割引は、種別により割引内容が異なりますのでご注意ください。

船舶運賃割引

- 第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃が割引されます。
○第2種障がい者：本人のみの運賃割引となります。

※精神手帳をお持ちの方は、船舶会社の取り扱いによっては対象となる場合があります。

※船舶会社により割引率が異なります。直接お問い合わせください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	



(窓口) 各船舶会社支店・代理店
各船舶発着場の窓口

有料道路通行料金割引

有料道路の通行料金が50%割引されます。

- 障がい者が自ら自動車を運転する場合。
○介護者が運転する場合。(手帳に「第1種」と表記がある方)
※事前の申請が必要です。

※対象となる自動車や運転者には制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						

申請に必要なもの

- ・手帳 ・車検証(原本)
- ・免許証(手帳に「第2種」と表記がある方)
- ・ETCカード(障がい者名義のもの)
- ・ETC車載器セットアップ証明書
(ETCカードとセットアップ証明書
はETC登録の場合のみ)

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

ヘルストピア延岡利用割引

手帳を所持する人が、ヘルストピア延岡を利用する際に、手帳を提示すれば割引が受けられます。また、第1種障がい者のうち、利用するのに介護が必要な人の介護者(中学生以下を除く)も割引が受けられます。

【割引額】 大 人 : 200円引き
小 人 : 100円引き
介護者 : 全額

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) ヘルストピア延岡
☎34-1111

携帯電話割引サービス

携帯電話各社の基本使用料等が割引されます。

- ・NTTドコモ(ハーティ割引)
- ・a u (スマイルハート割引)
- ・ソフトバンク(ハートフレンド割引) など

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口) 各携帯電話会社
携帯電話取扱店

NHK放送受信料免除

○全額免除

障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税であること。

○半額免除

世帯主がNHKとの契約者であり、①または②に該当すること。

①視覚・聴覚障がい者が世帯主であること。

②重度(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級)の障がい者が世帯主であること。

申請に必要なもの

- ・手帳
- ・印鑑

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

県立博物館・美術館の観覧料免除

宮崎県総合博物館(西都原資料館を含む) : 観覧料を免除します。

宮崎県立美術館 : 特別展の観覧料が免除または一部割引となるものがあります。

延岡城・内藤記念博物館: 特別展の観覧料が免除または一部割引となるものがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口)

・宮崎県総合博物館 ☎0985-24-2071

・宮崎県立美術館 ☎0985-20-3792

・延岡城・内藤記念博物館 ☎0982-24-2071



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。





その他の制度

おもいやり駐車場制度

公共的施設等に設置されたおもいやり駐車場の適正利用のために、利用者証を交付し、本
当に必要な人のための駐車スペースを確保する制度です。障がいの種別・等級による条件に
該当する人のうち歩行が困難な人、歩行に危険を伴う人が対象です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	●			●			●

(窓口)

- ・障がい福祉課 ☎22-7059
- ・介護保険課 ☎22-7071
- ・おやこ保健福祉課 ☎20-7174
- ・宮崎県障がい福祉課 ☎0985-32-4468

申請に必要なもの

- ・手帳・介護保険被保険者証・母子健康手帳・診断書
- ・特定医療費(指定難病)受給者証

障がい者の雇用相談

県北の障がい者の就職に関する相談、障がい者の雇用に関する相談を行います。
相談はできるだけ、事前に電話予約してください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(窓口)

- ・ハローワーク延岡 ☎32-5435
- ・のべおか障害者就業・生活支援センター ☎20-5283

重度身体障がい者移動支援事業

在宅の身体障がい者で、車いすを常用している人またはストレッチャーの利用が必要な人を対
象に、リフト付乗用車を利用して移動の支援をします。

※登録制です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲											

(窓口) 社会福祉法人 高和会
☎20-0256

障がい者(リフト付)福祉バス運行事業

障がい児・者の社会参加促進のため障がい者福祉バスを運行します。

(例) 各種行事等の参加 (スポーツ・レクリエーション/各種研修会の参加)

※予約制。 ※定員28名。(内、車いす専用座席4席)

※10名以上(障がい者5名以上含む)の利用が必要です。



身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

ヘルプマーク

義足や人工関節、内部障がい、難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要と
する方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるものです。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

申請に必要なもの

- ・手帳・特定疾病療養受領証

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

ノンステップバス運行

高齢者や障がい者が乗り降りしやすいノンステップバスを宮崎交通が運行しています。運行時間・運行コースは、直接宮崎交通にお問い合わせください。
車いすのままバスを利用することができます。

※車いす用の席は2席ですので、事前に下記へ電話予約してください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

(窓口) 宮崎交通延岡営業所

☎32-3341

手話奉仕員派遣事業

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣します。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎20-7252

要約筆記奉仕員派遣事業

手話取得の困難な中途失聴者および難聴者等の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、要約筆記奉仕員を派遣します。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎20-7252

音声機能障がい者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者の発声訓練等を行います。

第1、3火曜日に県立延岡病院で発声練習を行っています(窓口 耳鼻咽喉科外来)。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲									

(窓口)

宮崎県向声会 ☎0985-73-2009

オストメイト社会生活適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、正しい使用方法の指導・相談に応じます。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲									

(窓口)

日本オストミー協会宮崎支部

☎0985-39-2271

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方の権利と財産を守るため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって契約や金銭・財産の管理等を行います。

※成年後見制度の理解促進や権利擁護を支援する「延岡・西臼杵権利擁護支援センター」

でも、相談を受け付けています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

(窓口)

・健康長寿課

☎20-7203

・障がい福祉課

☎22-7059

・延岡・西臼杵

権利擁護支援センター ☎20-4515

ことばの教室

ことばの発達が遅い、発音等が不明瞭な児童に対し、ことばの指導・相談を行います。
また、恒富小学校では「ことばの教室」「きこえの教室」及び「こころの教室」で通級による指導が行われています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

(窓口)
・延岡市幼児ことばの教室
・恒富小学校

☎ 32-2893
☎ 34-8726

地域療育機能強化事業

県北に住む発達の遅れが気になる児童に対して、日常生活動作、心身機能の発達促進および低下防止のために機能訓練を行います。
また、保護者に対して、家庭での療育技術の指導も行います。

※さくら園(古城町)で実施しています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません



(窓口) 障がい福祉課 ☎ 20-7252

地域活動支援センターⅢ型事業

在宅障がい者に対し、自立更生と社会参加を図るため、創作活動や作業訓練等を行います。
芽ばかり作業所では主に身体障がい者が、もちの木福祉作業所では、主に知的障がい者が利用しています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(窓口)
・芽ばかり作業所 ☎ 35-2013
・もちの木福祉作業所 ☎ 33-8070

点字図書館

視覚障がい者や発達障がい、肢体不自由などにより視覚による文字の認識が難しい人へ点字図書・声の図書の貸し出し、点字に関する相談を行っています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いませんが、利用要件を満たす必要があります

(窓口) 延岡ライトハウス ☎ 32-2973

盲人ホーム

あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者に職業指導や生活相談等を行います。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 延岡ライトハウス ☎ 32-2973

ストーマ装着VR体験会

オストメイト本人や家族及びその支援者に向けて、ストーマ装着や入浴等の場面を学習できる体験会を毎月第2・4木曜日の午前10時から12時まで行います。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

※事前予約制となります。(先着順)
※1コマ30分

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

避難行動要支援者名簿

災害発生時に、在宅で支援の必要な高齢者や障がい者のうち、下記の要件を満たす者の名簿を作成し、同意をもとに支援関係者(自主防災組織など)に名簿を提供し、支援の仕組みを考えます。

- ①75歳以上で要介護1又は2の者 ②要介護3以上の者
③身体障害者手帳(視覚、聴覚、肢体不自由、呼吸器、小腸の障害)1級又は2級の者
④療育手帳Aの者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の者
⑥障がい福祉サービスを受けている難病患者 ⑦その他市長が必要と認める者

※本人の同意がない場合は、災害発生時以外は名簿の提供はしません。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					●			●			

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

Net119緊急通報システム

聴覚や言語機能の障がいにより、音声での通報が困難な方がスマートフォン等を利用し消防署にインターネットで通報することができます。

※事前にWeb登録をする必要があります。

※音声電話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた人が対象です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 延岡市消防本部通信指令課 ☎33-3327

FAX(ファックス)119

聴覚障がい者が、緊急時、火災救急通報カードを利用し消防署にファックスで通報することができます。

※事前に消防署に電話番号登録をする必要があります。

※通報カードは、障がい福祉課でも受け取ることができます。

※通報後は、消防署から返信ファックスがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												



(窓口) 延岡市消防本部通信指令課 ☎33-3327



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(JIS規格)





障がい福祉サービス

内容 障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるように支援するための制度です。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者等の方が対象です。(手帳等を取得していない場合は診断書が必要です)

※障がい福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方、40歳～64歳で特定疾病に該当する方は、介護保険サービスを利用することとなります。

●サービスの種類

・介護給付

サービスの名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに創作的活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

・訓練等給付

サービスの名称	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労選択支援	働くことを希望する人の能力や適性に合った就労先や、働き方について、よりよい選択ができるように支援をします。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※障害支援区分や障がいの種別により受けられるサービスが異なります。

障がい児通所支援

内容

発育発達に凹凸さのある児童が、年齢や障がい特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。

対象者

支援が必要とされた児童が対象です。手帳の有無は問いませんが、必要に応じて診断書等が必要です。

サービスの名称	内容
児童発達支援	市が実施する乳幼児健診等で支援が必要とされた児童が児童発達支援事業所等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において放課後等デイサービス事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応のための支援を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。

医療的ケア児・者支援

●医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア(人工呼吸器、経管栄養、酸素療法、たん吸引など)が必要な方とその家族および支援者等からの相談に応じ、医療・保健・福祉・地域等の関係機関との調整及びサービス紹介など、必要に応じた支援を行います。

※医療的ケア児等コーディネーター連絡先

事業所名	住 所	電話番号
延岡市北部地域基幹相談支援センター	大武町4615番地2	0982-20-2710
延岡市西部地域基幹相談支援センター	大貫町4丁目1603番地2	0982-20-0717
延岡市南部地域基幹相談支援センター	愛宕町2丁目4番地1	0982-29-2720

●医療的ケア児・者の短期入所(ショートステイ)

医療的ケア児・者の介護を行う家族等の負担軽減のための短期入所を下記の施設で行っています。障がい福祉サービスの申請が必要ですので、障がい福祉課(☎0982-20-7252)にご連絡ください。

医療機関名	担当	住 所	電話番号
延岡共立病院	医療連携室	山月町5丁目5679番地1	0982-33-3268
延岡市医師会病院	医療連携室	出北6丁目1621番地	0982-21-1302

●教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業

看護師が配置されていない教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園等)又は児童発達支援を利用する未就学の医療的ケア児が、緊急的に医療的ケアが必要となったために訪問看護を利用する場合の費用の一部を補助する。

※1日1時間を上限に3カ月間のみ補助。

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課 (☎0982-20-7252)



サービス利用料

●利用者負担

利用料は、原則1割負担です。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

・18歳以上の障がい者の方は、ご本人及び配偶者の所得によります。

者	区分	対象となる世帯	月額負担上限額
	生活保護	生活保護世帯の方	0円
	低所得	市民税非課税世帯の方	0円
	一般 1	市民税課税世帯で、市民税所得割16万円未満の方 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300円
	一般 2	上記以外の方	37,200円

・18歳未満の児童は、保護者や同一世帯の世帯員の所得によります。

児	区分	対象となる世帯	月額負担上限額
	生活保護	生活保護世帯の方	0円
	低所得	市民税非課税世帯の方	0円
	一般 1	市民税課税世帯で、市民税所得割28万円未満の方 ※在宅で生活する場合	4,600円
		市民税課税世帯で、市民税所得割28万円未満の方 ※入所施設利用の場合(18歳以上、20歳未満の場合)	9,300円
	一般 2	上記以外の方	37,200円

※利用開始の年度内に4歳に到達する児童の利用料は、「無償化」の対象となります。

●関連する制度について

◇ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費の支給について

同じ世帯で複数の障がい福祉サービス等を利用したり、1人で障がい福祉サービスと障がい児通所給付を併用したときなどに、世帯における1か月分の負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、超過分を返金します。

※利用しているサービスや所得等を踏まえ、対象かどうかの判断をします。

◇ 新高額障害福祉サービス等給付費等について

現在65歳以上で、65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合、申請により平成30年4月以降の障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

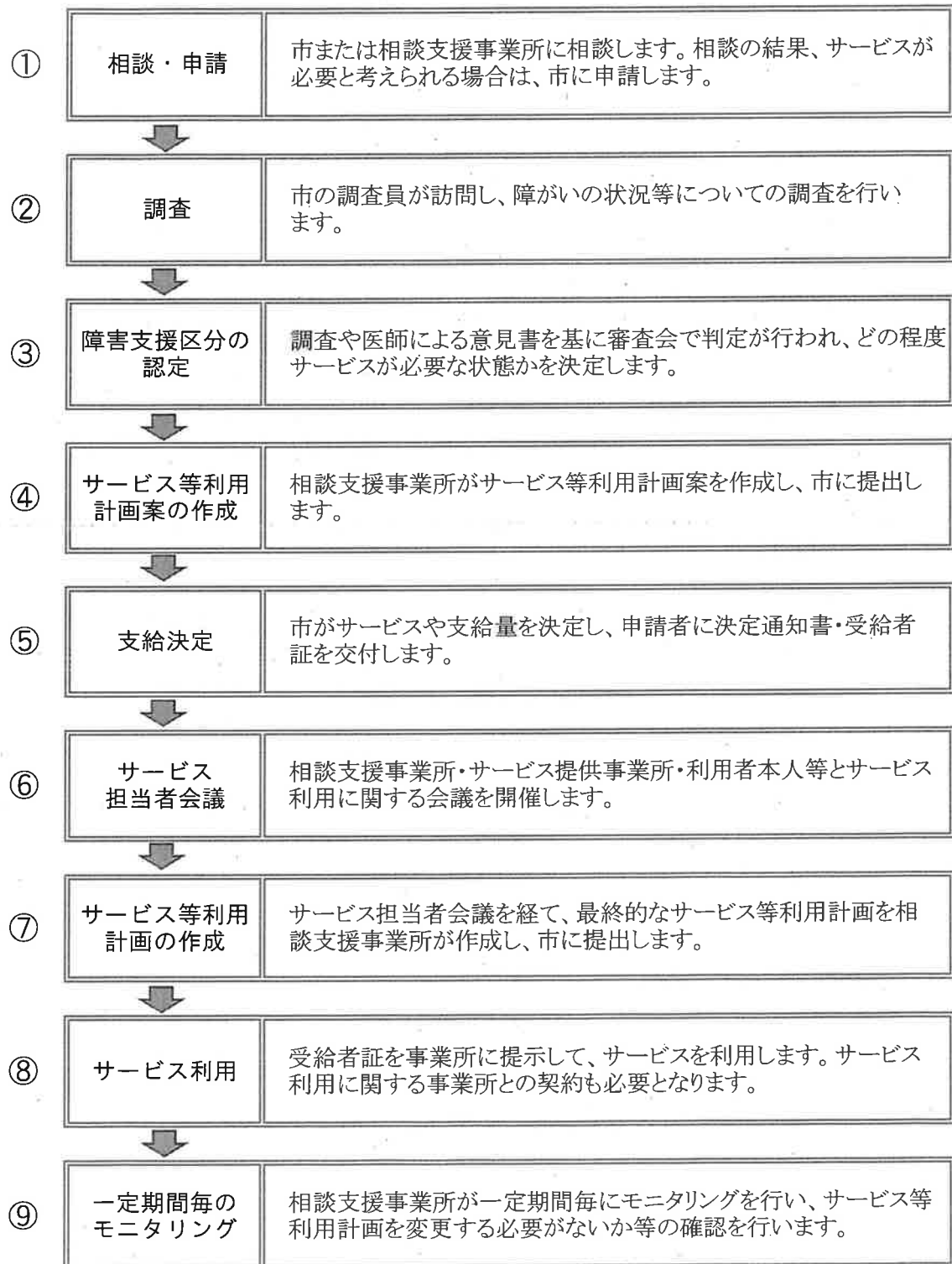
※利用しているサービスや所得等を踏まえ、対象かどうかの判断をします。

サービス利用までの流れ

●サービスの利用方法

サービスを利用したい方は下記の手続きが必要です。18歳以上の障がい者、障がいのある児童とも同じ流れとなっています。ただし、訓練等給付や児童の場合は、障害支援区分の認定は必要としません。

サービスの利用申請をしていただければ、市から調査等を実施します。



地域生活支援事業

内容

障がい福祉サービスや障がい児通所支援とは別に、地域の実情に応じて市が実施する事業です。

対象者

各事業毎に対象者の範囲が定められています。

●サービスの種類

サービスの名称	内容	対象者
移動支援事業	障がい者の自立生活・社会参加促進を図るため、外出時の円滑な移動を支援します。	・在宅で生活する全身性の身体障がい者(児)で、両上肢及び両下肢又は体幹の障がい等級が1, 2級であり、屋外の移動に著しい制限のある人。 ・在宅で生活する、療育手帳(重度)、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人で、屋外の移動に著しい制限のある人。
日中一時支援事業	日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として障がい者(児)を日中に一時的に預かります。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している、または難病等で、日中に監護する者がいなければ過ごせない在宅の障がい者等。
訪問入浴サービス	在宅の重度障がい者の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、訪問入浴車を利用し、自宅での安全な入浴を支援します。	在宅で生活する、居宅での入浴が困難な重度の障がい者(児)。

●サービスの利用方法

障がい福祉課窓口で申請を行い、利用の可否が決定されます。

●利用者負担

利用料は、原則1割負担ですが、生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は無料です。

※事業によっては、食事や光熱水費、材料費等の実費を負担する必要があります。



延岡市手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

手話を始め、さまざまなコミュニケーション手段を利用できる機会を確保し、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに安心して暮らせる社会の実現を目指します。

のべおかしきかんそうだんしえん 延岡市基幹相談支援センター

延岡市では、
基幹相談支援センターを市内
3か所に設置しています。

障がいに関する困っている
こと、不安なこと、はっきり
していないことでも一緒に
考えます。



★ 基幹相談支援センターは、障がいのある方、発達が気
になる方、ご家族、地域の方たちなどの障がいに関する
さまざまな困りごとや悩みごとなどを支援する地域に密着
した相談窓口です。

★ 施設や医療機関から、自宅に戻ったあとの暮らしについての
ご相談をお受けします。

★ 支援方法で悩んでいる各関係機関の相談員などからのご相談
もお受けし、支援方法について一緒に考えます。

★ 障がいのある方が地域で安心して生活できるように、たく
さんの方々と支援の輪を広げ、さまざまなネットワークづく
りを推進します。

★ 障がいのある方の権利擁護、差別解消に関するご相談を
お受けします。

名 称	住 所	連 絡 先
延岡市北部地域 基幹相談支援センター	大武町 4615 番地 2	電 話：0982-20-2710 FAX：0982-20-2713 メール：n-hokubukikan@basil.ocn.ne.jp
延岡市西部地域 基幹相談支援センター	大貫町 4丁目 1603 番地 2	電 話：0982-20-0717 FAX：0982-20-0718 メール：n-seibukikansoudan@cap.ocn.ne.jp
延岡市南部地域 基幹相談支援センター	愛宕町 2丁目 4 番地 1	電 話：0982-29-2720 FAX：0982-29-2730 メール：s.center27201@arrow.ocn.ne.jp

- 開所時間・・・月曜日から金曜日まで 8時30分 ～ 17時15分 （※ 祝日・年末年始は休み）
- 電話・メール・来所・訪問など、ご希望に合わせ、ご相談に対応します。（相談料：無料）
- 相談内容に応じて、専門的な相談機関を紹介します。
- 個人情報や相談内容などの守秘義務を徹底しています。



圏域	町名等
ほうくぶちいき 北部地域	幸町・栄町・萩町・山下町・中川原町・桜園町・中の瀬町・山月町・富美山町・ 柚木町・宇和田町・鹿狩瀬町・樫山町・大門町・栗野名町・大武町・牧町・柚の 木田町・無鹿町・二ツ島町・川島町・白石町・追内町・水尻町・東海町・神戸町・ 鹿小路・須佐町・差木野町・大峽町・稲葉崎町・夏田町・桜ヶ丘・尾崎町・祝子 町・佐野町・大野町・妙町・桑平町・宮長町・島浦町・熊野江町・須美江町・浦 城町・安井町・北浦町全域・北川町全域
せいぶちいき 西部地域	中央通・北町・中町・南町・本町・柳沢町・船倉町・新町・須崎町・東本小路・ 桜小路・本小路・天神小路・祇園町・紺屋町・博労町・恵比須町・瀬之口町・北 小路・高千穂通・岡富町・古川町・昭和町・川原崎町・日の出町・大貴町・野地 町・野田・野田町・松山町・小峰町・高野町・平田町・舞野町・行藤町・細見 町・天下町・吉野町・貝の畑町・小川町・岡元町・上三輪町・中三輪町・西階 町・北方町全域
なんぶちいき 南部地域	方財町・安賀多町・旭町・中島町・春日町・三ツ瀬町・永池町・大瀬町・新小路・ 西小路・北新小路・上大瀬町・出口町・恒富町・古城町・三須町・愛宕町・愛宕 山・共栄町・伊達町・構口町・平原町・小野町・片田町・若葉町・沖田町・鶴ヶ 丘・塩浜町・出北・卸本町・惣領町・浜砂・東浜砂町・長浜町・別府町・浜町・ 緑ヶ丘・土々呂町・櫛津町・妙見町・鯛名町・赤水町・伊形町・上伊形町・下伊 形町・南一ヶ岡・北一ヶ岡・石田町・旭ヶ丘・松原町・新浜町・下三輪町

障がい者団体一覧

NO	団 体 名	事 務 局 住 所 () 内は、電話関連の情報	代 表 者 電 話 番 号	主 な 活 動 内 容
1	延岡市視覚障害者福祉協会	出北4丁目2442番地2	会 長：甲斐 信俊 事務局長：猪之鼻 さち子 TEL：32-2973 (延岡ライトハウス)	目の不自由な人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
2	延岡市聴覚障害者協会	大貫町6丁目44-2	事務局長：佐藤 隆治 FAX：35-2229	耳の不自由な人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
3	延岡市しょうがい者大輪の会	安賀多町2丁目2番地3	理事長：甲斐 直義 TEL：33-5425	障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
4	延岡市腎臓病患者会	惣領町2番5号	会 長：岩瀬 晋一 TEL：21-1902	腎臓に障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
5	日本オストミー協会宮崎県支部 県北ブロック	延岡市南一ヶ岡5丁目14番地1	ブロック長：甲斐 誠郎 TEL：090-1970-2688	直腸に障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
6	宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	昭和町2丁目2241番地9	会 長：安藤 宗人 TEL：080-5800-6226	知的障がい者及びその家族で組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
7	北方町身体障害者福祉会	北方町上崎辰1007番地	会 長：甲斐 清美 TEL：47-3127	北方町に在住する障がい者及びその家族で組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。

障害者差別解消法を知っていますか？

平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートしました。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この障害者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

障がいのある人となない人が実際に接し、関わりあう機会が増えることで、障がいのある人となない人がお互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

「不当な差別的取扱い」の禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

「合理的配慮」の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業所に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人(発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます)、その他の心や体のはたらきに障がい(難病に起因する障がいも含まれます)がある人で、障がいや社会のなかにあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です(障がい児も含まれます)。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

市役所1階 フロアマップ



延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7059

FAX 0982-21-0203

メール syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp